

広報委員会の運営について（案）

1 委員席について

大会派順に左右交互に着席する。

2 委員会の開会について

原則として、定例会初日の本会議散会后及び最終日の閉会后に開会することとする。

ただし、必要となる場合は、上記日程以外にも委員会を開会するものとする。

3 傍聴について

① 人数が多い場合は、委員会に諮って数を調整する。

・複数の者（団体等）から申し出がある場合 等

② 傍聴受付は、次のとおりとする。

・委員長において原則許可する。

・常時受け付けを行う。

・入室のタイミングは、委員長が判断する。

③ 船橋記者会加盟の記者については、あらかじめ傍聴を許可したものとする。

（先例申し合わせ）

4 資料要求について

委員から資料提出要求があった場合は、委員長が委員会に諮ってこれを決定する。

5 パソコン、タブレット端末、スマートフォンの持ち込みについて

パソコン、タブレット端末、スマートフォンの持ち込みを可とする。

6 その他

運営上必要な事項は、その都度委員会において協議する。